

5 統括本部に新型インフルエンザ対策総括監を、農林水産商工本部に企業立地総括監及び雇用対策総括監を置くことができることとした。(第一九条関係)

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四〇号)

1 介護サービス情報の報告に係る調査手数料の額を改定することとした。(別表関係)

2 特定任意講習手数料の額を改定することとした。(別表関係)

3 この規則は、平成二十一年六月一日から施行することとした。ただし、1については同年四月一日から施行することとした。

○佐賀県条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第四一号)

佐賀県条例等の一部を改正する条例の施行期日は、平成二十一年四月一日とすることとした。ただし、一部の規定は、平成二十二年一月一日、平成二十二年四月一日又は平成二十三年一月一日とすることとした。

○佐賀県条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四二号)

1 地方税法、佐賀県条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、一部の規定を除き平成二十一年四月一日から施行することとした。

○県税事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第四三号)

1 佐賀県税事務所の組織並びに県税事務所及び佐賀県税事務所の職制を見直すこととした。(第二条及び第五条関係)

2 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

○佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則(規則第四四号)

1 収納計器取扱手数料の額を改定することとした。(第一三条関係)

2 自動車取得税及び自動車税に係る知事の権限の一部を佐賀県税事務所長に委任したことに伴い、所要の改正を行うこととした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則三十六号

佐賀県公報発行規則の一部を改正する規則

佐賀県公報発行規則(昭和五十五年佐賀県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「登録事項」を「掲載事項」に改め、同条第三項中「登録できないものを登録」を「掲載できないものを掲載」に改める。

第三条の見出しを「(掲載事項)」に改め、同条中「登録する」を「掲載する」に、「次の各号」を「次」に改める。

第四条中「登録する」を「掲載する」に改める。

第五条及び第六条中「登録原稿」を「掲載原稿」に改める。

第七条の見出しを「(掲載の手続)」に改める。

第八条中「公報登録原稿」を「公報掲載原稿」に、「登録できない」を「掲載できない」に、「登録する」を「掲載する」に改める。

第九条及び第十条中「登録事項」を「掲載事項」に改める。

第十一条から第十三条までを次のように改める。

(電磁的方法)

第十一条 佐賀県公告式条例(昭和二十五年条例第三十九号。以下「条例」という。)第七条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情

報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 条例第七条第一項に規定する不特定多数の者が公報に đăng載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するものによる措置とする。

（電磁的記録）

第十二条 条例第七条第三項に規定する規則で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものとす。

（閲覧）

第十三条 条例第七条第三項に規定する方法により発行した公報は、総務法制課に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。ただし、公報が電磁的記録をもつて発行されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により閲覧に供するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
（佐賀県財務規則の一部改正）

2 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三五号）の一部を次のように改正する。

百二条第一項中「新聞への登載」を「新聞への掲載」に改める。

（佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

3 佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成十一年佐賀県規則第十一号）の一

部を次のように改正する。

第四十三条中「佐賀県公報へ登載」を「佐賀県公報へ掲載」に改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第三十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

一 佐賀県自治修習所設置規則（昭和五十四年佐賀県規則第二十一号）第八条第一項第三号

二 佐賀県消防学校管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第十五号）第七条第一項第三号

三 佐賀県環境センター管理規則（昭和四十九年佐賀県規則第十九号）第七条第一項第三号

四 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第一号）第八条第一項第三号

五 佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則（昭和五十八年佐賀県規則第二号）第六条第一項第三号

六 佐賀県立希望の家管理規則（昭和四十八年佐賀県規則第三十一号）第八条第一項第三号

七 佐賀県療育支援センター管理規則（平成二十年佐賀県規則第十三号）第七条第一項第三号

八 佐賀県立九千部学園管理規則（昭和五十五年佐賀県規則第二十九号）第七条第一項第三号

- 九 佐賀県立佐賀コロニー管理規則(昭和四十五年佐賀県規則第七十四号) 第八条第一項第三号
- 十 佐賀県立みどり園管理規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十八号) 第六条第一項第三号
- 十一 佐賀県立総合看護学院管理規則(昭和四十三年佐賀県規則第十二号) 第八条第一項第三号
- 十二 佐賀県精神保健福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第六十六号) 第五条第一項第三号
- 十三 佐賀県食肉衛生検査所管理規則(昭和五十六年佐賀県規則第五号) 第八条第一項第三号
- 十四 佐賀県関西・中京営業本部管理規則(昭和五十七年佐賀県規則第二十五号) 第六条第一項第三号
- 十五 佐賀県立有田窯業大学校管理規則(昭和六十年佐賀県規則第十八号) 第七条第一項第三号
- 十六 佐賀県工業技術センター管理規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十号) 第七条第一項第三号
- 十七 佐賀県勤労者福祉会館管理規則(昭和六十一年佐賀県規則第四十九号) 第三条第一項第三号
- 十八 佐賀県立産業技術学院管理規則(昭和三十五年佐賀県規則第四十三号) 第四条第一項第三号
- 十九 佐賀県農業技術防除センター管理規則(平成十一年佐賀県規則第五十号) 第七条第一項第三号
- 二十 佐賀県地域農業改良普及センター管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第二十八号) 第五条第一項第三号
- 二十一 佐賀県上場営農センター管理規則(平成二年佐賀県規則第二十九号) 第七条第一項第三号
- 二十二 佐賀県農業試験研究センター管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十九号) 第十条第一項第三号及び第十一条第一項第三号
- 二十三 佐賀県農業大学校管理規則(昭和五十九年佐賀県規則第二十五号) 第九条第一項第三号及び第十条第一項第三号
- 二十四 佐賀県果樹試験場管理規則(昭和三十七年佐賀県規則第十五号) 第六条第一項第四号
- 二十五 佐賀県茶業試験場管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第二十一号) 第七条第一項第三号
- 二十六 佐賀県畜産試験場管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第二十二号) 第八条第一項第三号
- 二十七 佐賀県家畜保健衛生所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十号) 第七条第一項第三号
- 二十八 佐賀県水産振興センター管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第六十八号) 第七条第一項第三号
- 二十九 佐賀県高等水産講習所管理規則(昭和五十五年佐賀県規則第十八号) 第四条第一項第三号
- 三十 佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号) 第九条第一項第三号
- 三十一 佐賀県ダム管理事務所管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第五号) 第九条第一項第三号
- 三十二 佐賀県佐賀空港事務所設置規則(平成十年佐賀県規則第三十八号) 第七条第一項第三号
- 三十三 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則(平成二十年佐賀県規則第三十号) 第七条第一項第三号
- 三十四 佐賀県首都圏営業本部管理規則(昭和五十六年佐賀県規則第十六号) 第六条第一項第三号
- 三十五 県税事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第四十八号) 第八条第一項第三号

附則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十八号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年佐賀県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
別表中

特別職報酬等審議会委員	九、五〇〇円	行政職六級
屋外広告物審議会委員	九、五〇〇円	行政職六級
特別職報酬等審議会委員	九、五〇〇円	行政職六級

を

に、

佐賀県美しい景観づくり審議会委員

九、五〇〇円

行政職六級

を

佐賀県美しい景観づくり審議会委員

九、五〇〇円

行政職六級

に

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会委員

九、五〇〇円

行政職六級

改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十九号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条中「佐賀県本部設置条例」を「本部設置条例」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条とする。

第二十四条中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え、同

条を第二十六条とする。

六 文化の創造に関すること。

第二十二條第二項中「本部の企画調整及び経営に関する事務」を「本部長が特に命ずる事務」に改め、同條第三項中「前項の規定にかかわらず」を「前項の場合において」に改め、「前項の事務又は」を削り、「普及に関する事務の一部」の下に「又は地域医療体制整備に関する事務の一部」を加え、同條を第二十五条とする。

第二十一條第五項中「第十八條第四項」を「第二十一條第四項」に改め、同條を第二十四條とする。

第二十條第一項中「課」を「企画・経営グループ、課」に改め、同條第二項中「受けて」の下に「企画・経営グループ」を加え、同條を第二十三條とする。

第十九條第一項中「課」を「企画・経営グループ及び課」に改め、同條第四項中「副課長は、」の下に「企画・経営グループ長」を加え、同條第一号中「課の」を「企画・経営グループ又は課の」に改め、「整理し、」の下に「企画・経営グループ長又は」を加え、同條第二号中「受けて、」の下に「企画・経営グループ長又は」を加え、同條を第二十二條とする。

第十八條第二項中「、県土づくり本部に建設政策監を」を削り、同條第三項中「課及び」を「企画・経営グループ、課及び」に改め、「企業誘致推進監を」の下に「、県土づくり本部企画・経営グループに建設政策監を」を加え、同條第十二項中「受けて」の下に「企画・経営グループ」を加え、同條を第二十一条とし、同條の前に次の一条を加える。

第二十条 企画・経営グループに企画・経営グループ長を置く。

2 企画・経営グループ長は、上司の命を受けて、企画・経営グループの分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第十七條第二項中「総括政策監」の下に「及び新型インフルエンザ対策総括監を、農林水産商工本部に企業立地総括監及び雇用対策総括監」を加え、同條

第六項を同條第九項とし、同條第五項の次に次の三項を加え、同條を第十九條とする。

6 新型インフルエンザ対策総括監は、上司の命を受けて、新型インフルエンザ対策に関する事務を掌理する。

7 企業立地総括監は、上司の命を受けて、企業立地の促進に関する事務を掌理する。

8 雇用対策総括監は、上司の命を受けて、雇用対策に関する事務を掌理する。
第十六條第三項中「、農林水産商工本部に企業立地統括理事を」削り、同條第十一項を削り、同條第十二項を同條第十一項とし、同條を第十八條とする。

第十五條を第十七條とする。
第十四條中「、こども課に次世代育成支援室を」を削り、「菖蒲処分場整備推進室」を「環境監視指導室」に改め、同條を第十六條とする。

第十三條を第十五條とする。

第十二條の用度管財課の分掌事務に次の一号を加え、同條を第十四條とする。

四 公用車の集中管理に関すること。

第十一條の総務法制課の分掌事務中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 宗教法人に関すること。

九 行政書士に関すること。

第十一條の統計調査課の分掌事務の次に次のように加え、同條を第十三條とする。

国際課

一 国際交流に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

二 国際化に対応するための環境づくりに関すること。

三 国際協力に関すること。

四 旅券に関すること。

第十條を第十二條とする。

第九条の土地対策課の分掌事務の第三号中「国土調査及び」を「地籍調査及び」に改め、同条のまちづくり推進課の分掌事務の第七号中「及び景観」を削り、同課の分掌事務に次の一号を加える。

八 景観に関すること。

第九条の農山漁村課の分掌事務中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関すること。

第九条の農地整備課の分掌事務の第四号中「融資」の下に「及び償還」を加え、同課の分掌事務の第十一号中「土地改良事業の進行管理」を「土地改良施設の維持管理事業」に改め、同条の森林整備課の分掌事務を次のように改める。

一 森林計画に関すること。

二 林道及び森林の整備に関すること。

三 治山に関すること。

四 保安林に関すること。

五 森林における開発行為に関すること。

六 緑化の推進に関すること。

七 二十一世紀県民の森に関すること。

八 佐賀県緑化センターに関すること。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条の観光課の分掌事務の第六号を次のように改め、同条を第九条とする。

六 フィルムコミッションに関すること。

第六条の国民健康保険課の分掌事務の第四号中「国民健康保険の」を「国民健康保険法に基づく」に改め、同課の分掌事務の第五号から第九号までを次のように改める。

五 国民健康保険審査会に関すること。

六 後期高齢者医療制度に関すること。

七 後期高齢者医療制度を運営する保険者への助言及び指導監督に関するこ

と。

八 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健医療機関等の指導及び報告等に関すること。

九 後期高齢者医療審査会に関すること。

第六条の健康増進課の分掌事務の第二号中「感染症」の下に「(新型インフルエンザ等を含む)」を加え、同課の分掌事務中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第八号とする。

第五条の県民協働課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の男女共同参画課の分掌事務の第二号中「佐賀県立女性センター」を「佐賀県立男女共同参画センター」に改め、同課の分掌事務に次の六号を加え、同課の課名を「男女参画・県民協働課」に改める。

三 生涯学習施策の総合調整に関すること。

四 佐賀県立生涯学習センターに関すること。

五 県民協働推進の総合調整に関すること。

六 特定非営利活動法人の設立認証に関すること。

七 市民社会組織の活動促進及びボランティア活動の総合調整に関すること。

八 世界・焔の博覧会記念事業の推進に関すること。

第五条のこども課の分掌事務に次の一号を加え、同課の課名を「こども未来課」に改める。

六 私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関すること。

第五条の私学文化課の分掌事務及び課名並びに国際課の分掌事務及び課名を削り、同条のくらしの安全安心課の分掌事務の第一号中「県民生活の安全安心に係る施策」を「消費者行政」に改め、同課の分掌事務中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同課の分掌事務の第八号中「計量法の施行」を「計量」に改め、同号を同課の分掌事務の第六号とし、同課の分掌事務中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同条を第七号とする。

第四条の危機管理・広報課の分掌事務の第一号中「危機管理」を「新型インフルエンザ対策等の危機管理」に改め、同条を第六条とする。

第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(企画・経営グループの分掌事務)

第五条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。

一 本部の施策の総合企画及び調整に関すること。

二 本部の危機管理に関すること。

三 本部の各課(入札・検査センター、部に置かれた課、粒子線治療推進監及び第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策

監及び第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第二十六条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。)及び現地機関への指導及び助言に関すること。

四 本部の人事、組織及び定数に関すること。

五 本部の予算編成に関すること。

六 その他本部長の本部長の補佐に関すること。

2 前項に掲げる事務のほか、統括本部企画・経営グループは、県議会との連絡に関する事務を行う。

第二条第一項中「佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号)」を「本部設置条例」に改め、同項のくらし環境本部の課中「県民協働課」を「男女参画・県民協働課」に、「こども課」を「こども未来課」に改め、

「私字文化課」を削り、同項の経営支援本部の課中「統計調査課」を「統計調査課」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(企画・経営グループ)

第二条 佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号。以下「本部設置条例」という。)により設置された本部の下に、企画・経営グループを置く。

別表の健康福祉本部の項中「春日園」を「療育支援センター」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(佐賀県立病院好生館財務規則の一部改正)

2 佐賀県立病院好生館財務規則(昭和三十八年佐賀県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

3 佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三号中「第二条第一項」を「第一条、第三条第一項」に、「第三条第二項に規定する課」を「第四条第二項に規定する企画・経営グループ、課」に、「組織規則

第二十二條第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び組織規則第二十二條第一項」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十五條第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第二十五條第一項」に、「歳入政策監及び組織規則第二十三條第一項」を「歳入政策監及び組織規則第二十五條第一項」に、「第二十六條第一項」に、「佐賀県教育庁組織規則」を「教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則」に、「第十二條の二第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則（平成十二年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。
別表中第一号を次のように改める。

	<p>一 介護サービス情報の報告に係る調査手数料</p> <p>イ 訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護に係る調査</p> <p>ロ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係る調査</p> <p>ハ 訪問看護、療養通所介護及び介護予防訪問看護に係る調査</p> <p>ニ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る調査</p> <p>ホ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る調査</p> <p>ヘ 通所リハビリテーション、療養通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに係る調査</p> <p>ト 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る調査</p> <p>チ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に係る調査</p>	<p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p>
<p>別表第十一号のイ中「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に改め、同号のロ中「千四百円」を「千五百円」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、別表第一号の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。</p> <p>平成二十一年三月三十一日</p>	<p>リ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に係る調査</p> <p>ヌ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る調査</p> <p>ル 居宅介護支援に係る調査</p> <p>ヲ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る調査</p> <p>ワ 介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</p> <p>カ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</p>	<p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万六千円</p> <p>二万円</p> <p>二万円</p> <p>二万円</p>

●佐賀県規則第四十一号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第二十七号。以下「改正条例」という。）の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正条例附則第一条第三号に掲げる規定 平成二十二年一月一日
- 二 改正条例附則第一条第四号に掲げる規定 平成二十二年四月一日
- 三 改正条例附則第一条第五号に掲げる規定 平成二十三年一月一日

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十二号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第三十 一号	徴収猶予申請書	条例第一百五十五条
様式第三十 二号	徴収猶予承認通知書	法第七百条の二十一第 二項
様式第三十 三号	徴収猶予否認通知書	法第七百条の二十一第 二項
様式第三十 四号	軽油引取税の 徴収不能額等 納入義務の免 除の還付承認 申請通知書の 一部承認通知書 申請却下	法第七百条の二十一の 二第三項

を

様式第三十
号から様
式第三十四
号まで

削除

に、

様式第四十
号から様式
第五十三号
まで

削除

を

様式第四十 号	自動車取得税・自動車税納税 済印	条例第一百十三条の二第 五項
様式第四十 一号	自動車取得税修正申告書	条例第九十七条第二項
様式第四十 二号その一	身体障害者等の利用に供する 自動車に対する 自動車取得 税の減免申請書	条例第一百一条第二項及 び第一百七条第二項
様式第四十 二号その二	構造上身体障害者等の利用 （運転）に供する自動車に対 する 自動車取得税の減免 申請書	条例第一百一条第二項及 び第一百八条第二項
様式第四十 三号	譲渡担保財産の取得に対する 自動車取得税の 徴収猶予に 関する申告書	条例第九十九条第七 項

様式第四十四号	自動車等の返還があつた場合の自動車取得税の還付納付義務の免除申請書	条例第一百条第二項
様式第四十五号	日本赤十字社の取得に対する自動車取得税の減免申請書	条例第一百一条第二項
様式第四十六号	自動車取得税 更正(決定)加算金決定通知書	法第二百二十九条、第三百二十二条及び第三百三十三条
様式第四十七号	徴収猶予申請書	条例第一百九条の十四
様式第四十八号	徴収猶予承認通知書	法第四百四十四条の二十九第二項
様式第四十九号	徴収猶予否認通知書	法第四百四十四条の二十九第二項
様式第五十号	軽油引取税の徴収不能額等の納入義務の免除の還付承認申請却下通知書	法第四百四十四条の三十第三項
様式第五十一号	軽油引取税納税通知書	法第十三条第一項
様式第五十二号	軽油売掛明細書	条例第一百九条の十四
様式第五十三号	ブレンド使用軽油届出書	条例第一百三十三条第三項

に、

様式第五十三号の二	自動車取得税申告(報告)書(軽)	条例第四百四十二条の七第二項及び第四百四十二条の八
様式第五十七号の一	自動車取得税申告(報告)書(軽)	条例第四百四十二条の七第二項及び第四百四十二条の八
様式第五十六号の二	自動車税申告書・自動車取得税申告(報告)書	条例第一百十四条、第四百四十二条の七第二項及び第四百四十二条の八
様式第五十六号の一	自動車税申告書・自動車取得税申告(報告)書	条例第一百十四条、第四百四十二条の七第二項及び第四百四十二条の八
様式第五十五号	自動車税・自動車取得税納税済印	条例第一百三十三条の第二項
様式第五十三号の五	軽油引取税 更正(決定)加算金決定通知書	条例第一百九条の二十四
様式第五十三号の四	免税用途使用軽油承認申請書 免税用途使用軽油承認書	条例第一百九条の十七
様式第五十三号の三	軽油引取税納入免除(還付)申請書	条例第一百九条の十六第一項
様式第五十三号の一	軽油引取税還付申請書	条例第一百九条の十五第二項
様式第五十三号の二	軽油引取税特別徴収義務者登録申請書	条例第一百九条の六第一項

を

<p>様式第五十八号 自動車取得税修正申告書</p> <p>条例第四百四十二条の七第二項</p>	<p>様式第五十五号から様式第五十八号まで 削除</p> <p>条例第四百四十二条の十一第二項</p>	<p>様式第六十二号その一 身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車取得税の減免申請書</p> <p>条例第四百四十二条の十一第二項</p>	<p>様式第六十二号その一及び様式第六十二号その二 削除</p> <p>条例第四百四十二条の九第七項</p>	<p>様式第六十三号 譲渡担保財産の取得に対する自動車取得税の徴収猶予に還付申請書に関する申告書</p> <p>条例第四百四十二条の九第七項</p>	
に、		を		に、	
<p>様式第六十四号 自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付納付義務の免除申請書</p> <p>条例第四百四十二条の十第二項</p>	<p>様式第六十五号 日本赤十字社の取得に対する自動車取得税の減免申請書</p> <p>条例第四百四十二条の十一第二項</p>	<p>様式第六十三号から様式第六十六号まで 削除</p>	<p>様式第六十八号 狩猟者登録税入猟税納税通知書</p> <p>法第十三条第一項</p>	<p>様式第六十九号 固定資産税納税通知書</p> <p>法第十三条第一項</p>	<p>様式第七十号の二 軽油売掛明細書</p> <p>条例第五百五十五条</p>
を		に、		を	
<p>様式第七十一号 ブレンド使用軽油届出書</p> <p>条例第四百四十四条第三項</p>	<p>様式第七十二号 軽油引取税特別徴収義務者登録申請書</p> <p>条例第五百五十一条第一項</p>				

様式第七十三号その一	軽油引取税還付申請書	条例第百五十六条第二項
様式第七十三号その二	軽油引取税納入免除(還付)申請書	条例第百五十七条第一項
様式第七十四号	免税用途使用軽油承認申請書 免税用途使用軽油承認書	条例第百五十八条
様式第七十五号	軽油引取税 更正(決定)加算金決定通知書	条例第百六十三条

様式第六十八号	削除	
様式第六十九号	固定資産税納税通知書	法第十三条第一項
様式第六十九号の二	狩猟税納税通知書	法第十三条第一項
様式第七十号から様式第七十五号まで	削除	

に、

「及び第七百条の十一の二第二項」を、「第七十二条の三十八の二第二項及び第四百四十四条の十五第一項」に改める。

第八条から第八条の三までを次のように改める。

(条例第一百一条第三項の規則で定める書類)

第八条 条例第一百一条第三項に規定する規則で定める書類は、第八条の六各号のいずれかに掲げる書類とする。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例)

第八条の二 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が、次の各号のい

れかに該当すると認めるときは、条例第百九条の十三第二項(条例附則第十八条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により、報告書の提出期限及び期間を別に指定する。

一 年間十キロリットル未満の数量の報告対象免税軽油の引取りを行うとき。ただし、免税証の有効期間が一年に満たないときは、十キロリットルに当該有効期間の月数を乗じて得た数量を十二で除して算定した数量未満の引取りを行うとき。

二 国、県、市町及び地方公共団体の組合が報告対象免税軽油の引取りを行うとき。

三 業務の特殊性により毎月の報告書の提出が困難であると知事が認められた者が報告対象免税軽油の引取りを行うとき。

2 前項の規定により指定する報告書の提出期限は、免税証の有効期間の末日の属する月の翌月末日までとし、当該報告書の報告対象期間は、免税証の有効期間の初日から末日までとする。ただし、免税証の有効期間を経過した後になお報告対象免税軽油を保有し、かつ、新たに免税証交付申請を行わない場合の報告書の提出期限は、条例第百九条の十三第一項の規定による。

(条例第百九条の二十第一項の規則で定めるもの)

第八条の三 条例第百九条の二十第一項に規定する元売業者、特約業者及び軽油製造業者等のうち、規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 県内において軽油の現実の納入を行う元売業者

二 県内に主たる事務所又は事業所を有する元売業者

三 県内に主たる事務所又は事業所を有する特約業者

四 県内に主たる事務所又は事業所を有する軽油製造業者等

2 条例第百九条の二十第二項に規定する前項に規定する者以外の者のうち、規則で定めるものは、県内に主たる事務所又は事業所を有する者とする。

第八条の四及び第八条の五を次のように改める。

第八条の四及び第八条の五 削除

第八条の九から第八条の十一までを削る。

様式第七号の別紙第一の注の③中「、平成21年度」を「、平成21年度分について3,300円、平成22年度」に改める。

様式第十一号その一を次のように改める。

様式第11号その1

法人県民税・事業税・特別税 更正(決定) 通知書
加算金決定

納番

年 月 日

〒
本店所在地
法人名

県税事務所長 印

次のとおり更正(決定)しましたので、地方税法第55条第4項、第72条の42、第72条の46第5項及び第72条の47第4項の規定により通知し、同法第13条の規定により告知します。この通知書により納付すべき税額、加算金額及び延滞金額は、同封の納付(納入)書により指定納期限までに納付してください。

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		指定納期限	年 月 日		
税 目	区 分		更正(決定)額(円)	既に納付の確定した額(円)	差引増減額(円)	
法 人 県 民 税	課 税 標 準 の 総 額 ①					
	本 県 分 の 課 税 標 準 額 ②					
	法 人 税 割 額 (税 率 %) ③					
	外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額 ④					
	仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額 又 は 清 算 中 の 予 納 額 ⑤					
	利 子 割 額 の 控 除 額 ⑥					
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額 ⑦					
	既 に 納 付 の 確 定 し た 清 算 予 納 (残 余 財 産 一 部 配 予 納) 額 ⑧					
	既 還 付 請 求 利 子 割 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額 ⑨					
	差 引 法 人 税 割 額 ③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧ + ⑨ ⑩					
	均 等 割 額 (税 率 × ÷ 1 2) ⑪					
	差 引 県 民 税 額 ⑩ + ⑪ ⑫					
法 人 事 業 税	所 得 標 準 分 割 額	総 額 又 は 清 算 所 得 の 額 ⑬				
		取 入 金 額 ⑭				
	課 税 標 準 分 割 額	年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額 ⑮				
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 ⑯				
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額 ⑰				
		合 計 ⑮ + ⑯ + ⑰ ⑱				
	税 額	比 例 税 率 適 用 分 又 は 清 算 所 得 の 額 ⑲				
		取 入 金 額 ⑳				
		⑮ 対 する 税 額 (税 率 %) ㉑				
		⑯ 対 する 税 額 (税 率 %) ㉒				
⑰ 対 する 税 額 (税 率 %) ㉓						
⑲ 対 する 税 額 (税 率 %) ㉔						
⑳ 対 する 税 額 (税 率 %) ㉕						
合 計 ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔ 又 は ㉔ + ㉕ ㉖						
業 税	付 価 加 割 税	課 税 標 準 の 総 額 ㉗				
		本 県 分 の 課 税 標 準 額 ㉘				
	資 本 割 税	課 税 標 準 の 総 額 ㉙				
		本 県 分 の 課 税 標 準 額 ㉚				
法 人 特 別 税	法 人 事 業 税 額 ㉖ + ㉙ + ㉚ ㉛					
	仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額 又 は 清 算 中 の 予 納 額 ㉜					
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額 ㉝					
	既 に 納 付 の 確 定 し た 清 算 予 納 (残 余 財 産 一 部 配 予 納) 額 ㉞					
	差 引 事 業 税 額 ㉛ - ㉜ - ㉝ - ㉞ ㉟					
	課 税 標 準 額					
加 算 金	法 人 特 別 税 額					
	仮 装 経 理 控 除 に 基 づ く 特 別 税 額 の 控 除 又 は 清 算 中 の 予 納 額					
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 税 額 の 控 除 額					
区 分	既 に 納 付 の 確 定 し た 清 算 予 納 (残 余 財 産 一 部 配 予 納) 額					
	差 引 特 別 税 額					
	区 分		対 応 税 額 (円)	乗 率 (%)	加 算 金 額 (円)	差 引 増 減 額 (円)
	不 申 告 加 算 金 ⑳					
過 少 申 告 加 算 金 ㉑						
重 加 算 金 ㉒						
税務官署(法人税)の申告処理年月日・申告処理区分						
分 割 基 準	区分	県民税 (人)	事 業 税	法定納期限	年 月 日	
	総 数		従業者数(人)・発電用固定資産価額(円)	事務所数(箇所)・固定資産総価額(円)	(備考)	
	本県分					
利 関 子 割 額 計 算	区 分		更正・決定額(円)	既に納付の確定した額(円)	差引増減額(円)	
	利子割額(控除されるべき額) (a)					
	控 除 し た 金 額 (③ - ④ - ⑤ と (a) の うち 少 ない 額) (b)					
	控 除 し き れ な か っ た 金 額 ((a) - (b)) (c)					
	既 に 還 付 を 請 求 し た 利 子 割 額 (d)					
既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額 ((d) - (c)) (e)						

(加算金算出明細)

区 分	所得額 (円)	付加価値額 (円)	資本金等の額 (円)	収入額 (円)
重加算金対応増加所得金額				
その他対応増加所得金額				
正当理由対応増加所得金額				

修正申告による増加額又は更正(決定)による不足額の計算

区 分	今回の確定申告、修正申告、更正又は決定における確定金額となる税額		直前の申告、更正又は決定における確定金額となる税額又は中間申告等の税額		差引増加額又は不足額	
	課税標準額(千円)	税 額 (円)	課税標準額(千円)	税 額 (円)	課税標準額(千円)	税 額 (円)
所得割						
付加価値割						
資本割						
収入割						
特別税						

仮装又は隠ぺいされていない事実のみに基づいて申告又は更正等をした場合 (D)		
区 分	課税標準額(千円)	税 額 (円)
所得割	400万円以下	
	400万円～800万円	
	800万円超	
	比例税率適用分	
収入割		
付加価値割		
資本割		
特別税		
合 計		

加算金対応税額の計算

(D)のうち、正当な理由による増加税額又は不足税額(加算金の対象とならない税額)		(円)
(D)の申告による増加税額又は更正等による不足税額(重加算金を課さない部分の金額)	㉗	(円)
上記のうち、確定申告額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の金額(加重部分の金額)	㉘	(円)
仮装又は隠ぺいの事実に基づく税額(重加算金を課する部分の金額)	㉙	(円)

(注意事項)

1 納付場所

同封の納付(納入)書の裏面に記載しています。

2 加算金の計算

- (1) 過小申告加算金額は「㉗」欄及び「㉘」欄の金額に、不申告加算金額は「㉗」欄の金額に、重加算金額は「㉙」欄の金額に「乗率」欄の率を乗じて得た金額です。
- (2) (1)の計算をするに当たって、「㉗」欄、「㉘」欄、「㉙」欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) 加算金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

3 延滞金額の計算

- (1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合))の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。
- (2) (1)の計算をするに当たって、納付すべき税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

4 納期限までに納付がない場合

この通知書により納付すべき金額を指定納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

5 処分に不服がある場合

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事(2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事)に対して審査請求をすることができます。

なお、佐賀県知事に対する審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税務所を経由して提出してください。
- (2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。ただし、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所の属する都道府県の知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第二十三号及び様式第二十五号中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改める。

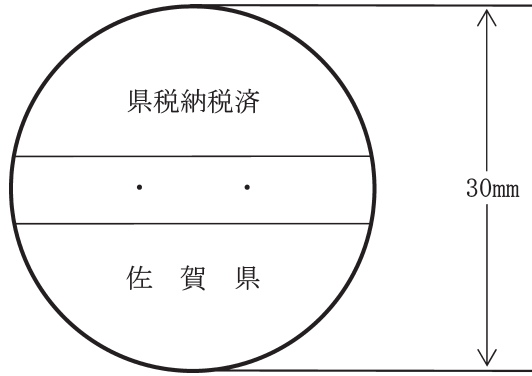
様式第三十一号から様式第三十四号までを次のように改める。

様式第31号から様式第34号まで 削除

様式第四十号から様式第五十三号までを次のように改める。

様式第40号

自動車取得税・自動車税
納税済印



様式第41号

自動車取得税修正申告書

佐賀県税条例第97条の規定により、次のとおり申告します。

県税事務所長 様

修正申告年月日 年 月 日



佐賀 自動車登録番号

新古区分	初年度登録	種別	管区分	車名	型式	乗車定員	最大積載量
新車	年	軽・小型普通	自家用		()人	()t	
中古車	年						
車台番号	排気量	kw	類別区分番号	用途	・乗用車 ・バス(一般乗合 貸切 スクーターバス その他) ・貨物車(運乗用 一般 タンク けん引 被けん引 ジョーズ [鉄板 ホロ]) ・特種用途車()		
取得年月日	平成 年 月 日						
既申告書提出年月日	平成 年 月 日						
取得の理由	・売買 ・その他() ・新車・中古新規・県内移転・県内変更・転入移転・転入変更・その他()						
修正申告の理由							

課税標準額	修正申告額 ①	既に申告した申告額 ②	この申告により納付すべき額 ①-②
, 000円	, 000円	, 000円	, 000円
税率 /100	/100	A	—
税額 00円	00円	00円	00円
延滞金 00円	00円	B	0.0円
計 00円	00円	(A+B)	00円

所有者	氏名(住所)	所在地	方号	区分	備考欄
	氏名(住所)			所有権留保 ・リース車 ・親子 ・本支店 ・その他()	②
使用者	氏名(住所)		方号		
申告代理人	氏名(住所)		方号		①

証紙代金収納印又は納税済印押印欄

様式第42号その1

自動車取得税の減免申請書 自動車税 身体障害者等の利用に供する自動車に対する									
様 年 月 日									
佐賀県税条例 第101条第1項 第117条第2項 の規定により、						自動車登録番号 (軽自動車車両番号)			
自動車取得税の減免を次のとおり申請します。 自動車税						佐賀			
申請者		<input type="checkbox"/> 電話 ()—			身体障害者等との関係				
身体障害者等	住 所		氏名		生年 月日		年 月 日生		
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳		番 号	交 付 年 月 日	等級	障害名又は障害の状態			
運 転 する 者	住 所		氏名		身体障害者等との関係				
	勤 務 先		身体障害者等との関係						
	運 転 免 許 証		番 号	交 付 年 月 日	免許の 種 類	免 許 の 条 件			
自動車(軽自動車)検査証記載事項	車 名		型 式	車両総重量		改 造 の 内 容			
	所 有 者	住 所		使 用 者	住 所				
氏 名		氏 名							
自動車の使用目的		1 生業 2 通院・通所 3 通学・通園 4 帰宅							
区	分	年	度	課 税 額 / 課 税 率	課 税 額	減 ず る 額	免 納 税 額	付 額	額

※自動車取得税	年度	円 (/100)	円	円	円
※自動車税	年度	税率 円	円	円	円
	年度	税率 円	円	円	円
			前減免自動車登録番号	異動年月日	

備 考

1 提出期限

- (1) 普通徴収によつて納付する自動車税は、納期限の属する年の3月31日（賦課期日後に減免の対象となつたもの等は賦課期日の属する年度の2月末日）まで
- (2) 自動車を新規に購入した場合は、証紙によつて自動車取得税又は自動車税を納付するとき（納付後に減免の対象となつたもの等は納付した日の属する年度の2月末日まで）。

2 添付書類

身体障害者等が取得し、又は所有する自動車(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得し、又は所有する車を含む。)で、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するものである場合は、自動車の使用目的の事実を証するための証明書(通学通園のときは通学(通園)証明書、通院通所のときは通院(通所)証明書、生業のときは所得証明書等)を添付してください。

3 提示するもの

- (1) 自動車(軽自動車)検査証(写しも可)
- (2) 運転免許証(表裏の写しも可)
- (3) 身体障害者にあつては、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳
- (4) 知的障害者にあつては、療育手帳
- (5) 精神障害者にあつては、精神障害者保健福祉手帳

注 記載に当たつては、「自動車の使用目的」の欄は、該当する番号を○で囲み、※印の欄は、記入しないでください。

様式第42号その2

構造上身体障害者等の利用(運転)に供する
自動車に対する自動車取得税の減免申請書
自動車税

年 月 日

様

佐賀県税条例第101条第2項の規定により、自動車取得税の減免を次のとおり申請します。
第118条第2項 自動車税

		自動車登録(車両)番号					
申請者 (納税義務者)		住所(所在地)					
		氏名(名称)		Ⓔ			
自動車検査項目	所有者	住所(所在地)					
		氏名(名称)					
使用	使用者	住所(所在地)					
		氏名(名称)					
①身体障害者等の利用に専ら供する場合		利用目的					
②身体障害者等の利用に供する場合		利用目的					
③専ら身体障害者等が運転する場合	住所		氏名				
	運転免許証		免許証番号	免許の条件		利用目的	
	身体障害者手帳 戦傷病者手帳		番号	障害名	等級		
※減免する自動車取得税額	区分	取得価額	構造変更に要した金額	税率	取得税額	減免額	差引納付額
	①の場合	円		100	円	円	
	②又は③の場合	円	円	100	円	円	円
※減免する自動車税額 ①の場合のみ		普通徴収分	円		証紙徴収分	12	円
注 ③の「手帳」欄は、該当する手帳を○で囲んでください。							
1 提出期限							
(1) 普通徴収によつて納付する自動車税は、納期限の属する年の3月31日(賦課期日後に減免の対象となつたもの等は賦課期日の属する年度の2月末日)まで							
(2) 自動車を新規に購入した場合は、証紙によつて自動車取得税又は自動車税を納付するとき(納付後に減免の対象となつたもの等は納付した日の属する年度の2月末日まで)。							
2 添付書類							
(1) 自動車の取得価額並びに構造変更をした内容及びこれに要した金額を明らかにする書類							
(2) 自動車の利用目的を明らかにする書類(身体障害者等が運転する場合を除く。)							
3 ※欄は、記入しないでください。							

様式第43号

譲渡担保財産の取得に対する自動車取得税の 徴収猶予に関する申告書 還付申請書			年 月 日
県税事務所長 様			申請者(納税義務者) 住所(所在地) 氏名(名称) ㊟
佐賀県税条例第 99条第2項 99条第5項			の規定により、次のとおり 申告 申請 します。
譲渡担保財産	登録(車両)番号	譲渡担保財産の設定年月日	年 月 日
		当該自動車の譲渡担保財産の設定者への移転(予定)年月日	年 月 日
譲渡担保権者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
譲渡担保財産の設定者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
徴収猶予(還付)すべき税額等及び期間			
課税標準額	税額	徴収猶予の期間	
※ 円	※ 円	※ 年 月 日から 年 月 日まで	
注 1 この書類には、当該自動車が譲渡担保財産の取得であることを証明する書類を添えてください。 2 徴収猶予に関する申告の場合は、佐賀県税条例第97条による申告書と同時に提出してください。 ※欄は、記入しないでください。			

様式第44号

自動車の返還があつた場合の自動車取得税の
還付申請書
納付義務の免除

年 月 日

県税事務所長 様

申請者(納税義務者)
住所(所在地)
氏名(名称) ㊞

佐賀県税条例第100条第1項の規定により、自動車取得税の還付納付義務の免除を次のとおり申請します。

自動車登録(車両)番号		佐賀					
自動車検査証記載事項(軽自動車)	所有者	住所(所在地)					
		氏名(名称)					
	使用者	住所(所在地)					
		氏名(名称)					
使用本抛の位置		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別	
自動車の取得年月日	年	月	日	自動車を返還した日	年	月	日
返還の理由							
※還付(免除)する自動車取得税		課税標準額			税 額		
		円			円		

注 1 自動車を販売業者から取得して、1月以内に返還した場合に適用がありますが、自己の責めによるための返還は含まれません。
 2 返還の理由を明記してください。
 3 販売会社の証明書を添付してください。
 4 ※欄は、記入しないでください。

様式第45号

日本赤十字社の取得に対する 自動車取得税の減免申請書						
年 月 日						
申請者(納税義務者) 住所(所在地) 氏名(名称) ㊟						
佐賀県税条例第101条第1項の規定により、自動車取得税の減免を次のとおり申請します。						
自動車登録(車両)番号			佐賀			
自動車(軽自動車)検査証 記載事項	所有者	住所(所在地) 氏名(名称)				
	使用者	住所(所在地) 氏名(名称)				
	使用本抛の位		自動車の種別		用途	
自動車の使用目的		1 救急自動車 2 血液事業の用に供する自動車				
※減免する自動車取得税額		円	備考			
注 1 この申請書は、自動車取得税の申告の際に提出してください。 2 自動車の使用目的の欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。 3 ※欄は、記入しないでください。						

様式第46号

自動車取得税 更正(決定)
加算金決定 通知書

年 月 日

様

印

課税標準額
自動車取得税の税 額について、地方税法の規定により次のとおり更正(決定)し
加算金額

たので、通知します。

登録(車両)番号		納期限	年 月 日
区 分	課税標準額	税 額	加算金の計算
更正又は決定額	円	円	期 限 後 申 告 書 提 出
申 告 額			過 少 申 告 加 算 金 額 円
差引不足額			不 申 告 加算金額 100 円
申告書を提出 すべき日	年 月 日	重加算金額	100 円
納付の方法	この不足額又は加算金については、納付書により ○ 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内の全ての店舗)信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合、漁業協同組合 ○ 佐賀県信用農業協同組合連合会(本・代理所) ○ 佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所) ○ 商工組合中央金庫佐賀支店 ○ 各県税事務所 で納付してください。		
延滞金	不足税額については、地方税法の規定により、延滞金を納付しなければなりません。		

注 1 この書面による処分に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所に提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1のに対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第47号

徴 収 猶 予 申 請 書						
						年 月 日
県税事務所長		様				
特別徴収義務者						
住 所(所在地)						
氏 名(名 称) ㊞						
佐賀県税条例第109条の14の規定により、次のとおり軽油引取税の徴収猶予を申請します。						
徴収猶予を受けようとする徴収金						
台帳番号	年 度	月 別	納 期 限	税 額	備 考	
				円		
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		提供する担保の種類及び価額			
納期限までに受け取ることができなかつた料金(代金)及び税額	料金(代金)		税 額			
徴収猶予を受けようとする徴収金の納入計画						
納 入 年 月 日	納 入 額	納 入 額 内 訳				
		台帳番号	年 度	月 別	税 額	備 考
. .					円	
. .						
. .						
. .						
申告税額	納 期 内 納入税額	未納税額	未納税額内訳		備考	
			猶予税額	そ の 他		

注 この申請書には「軽油引取税徴収猶予申請の売掛金明細書」を添付し、帳簿等の証拠書類を提示してください。

様式第48号

徴収猶予承認通知書

年 月 日

特別徴収義務者

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

県税事務所長

印

年 月 日付けで申請があつた軽油引取税の徴収猶予については、次のとおり承認しますので、納税計画に基づき誠実に納入してください。

徴収猶予を承認する徴収金

台帳番号	年 度	月 別	納 期 限	税 額	備 考
				円	
徴収猶予を承認する期間	年 月 日から 年 月 日まで			提供した担保の種類及び価額	
納期限までに受け取ることができなかつた料金(代金)及び税額	料金(代金)	税 額			

徴収猶予を承認する徴収金の納入計画

納 入 年 月 日	納 入 額	納 入 額 内 訳				
		台帳番号	年 度	月 別	税 額	備 考
・ ・					円	
・ ・						
・ ・						
・ ・						
申告税額	納 期 内 納入税額	未納税額	未納税額内訳		備考	
			猶予税額	そ の 他		

備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第49号

徴収猶予否認通知書				
年 月 日				
特別徴収義務者				
住 所(所在地)				
氏 名(名 称) 様				
県税事務所長 印				
年 月 日付けで申請があつた軽油引取税の徴収猶予については、次の理由により承認することができませんので、下記の金額を 月 日までに納入してください。				
否認の理由				
徴収猶予を承認しない徴収金				
台 帳 番 号	年 度	月 別	納 期 限	税 額
				円

備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第50号

承認
 一部承認通知書
 申請却下
 軽油引取税の徴収不能額等の還付
 納入義務の免除

年 月 日

特別徴収義務者

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

県税事務所長



年 月 日付けで申請があつた徴収不能額等の還付
 納入義務の免除 については、次の

承認
 とおり一部承認しましたので、地方税法第140条の30第3項の規定により通知します。
 申請却下

年 度	区 分 月 分	申告税 額 (ア)	還付又 は免除 申請額	承認額 (イ)	納入すべ き税額 (ア)-(イ) (ウ)	納入され た税額 (エ)	差引還付 又は納入 すべき税 額 (ウ)-(エ)
	計						
一部承認又は 申請却下の理由							

注 還付の額がある場合に、他に未納の徴収金があれば、その徴収金に充当します。

備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌
 日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第51号

(表)

県税 軽油引取税 納付書 ㊟	県税 軽油引取税 領収済通知書 ㊟	県税 軽油引取税 納税通知書兼領収証書 ㊟																																												
口座番号 番 加入者 県税事務所 システム納 納 番 税目 枝 番 実 績 課区 処 理 日	口座番号 番 加入者 県税事務所 システム納 納 番 税目 枝 番 実 績 課区 処 理 日	口座番号 番 加入者 県税事務所 システム納 納 番 税目 枝 番 実 績 課区 処 理 日																																												
住所(所在地) 氏名(名称) 様分	住所(所在地) 氏名(名称) 様分	住所(所在地) 氏名(名称) 様分																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年度</th> <th>県税</th> <th>軽油引取税</th> <th>随時</th> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>億</td> <td>百万</td> <td>千</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> </table>	年度	県税	軽油引取税	随時	税 額	億	百万	千	延滞金				計				納 期 限	年 月 日			<p style="text-align: center;">上記のとおり領収しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">佐賀県会計管理者 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年度</th> <th>県税</th> <th>軽油引取税</th> <th>随時</th> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>億</td> <td>百万</td> <td>千</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> </table>	年度	県税	軽油引取税	随時	税 額	億	百万	千	延滞金				計				納 期 限	年 月 日			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>課 税 標 準 数 量</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <td>kL</td> <td>1kLにつき 円</td> </tr> </table> <p>地方税法第144条の22及び佐賀県税条 上記の金額を領収しました。 例第109条の23の規定により、上記のとおり領 収 日 付 印 り課税しましたので、納期限までに裏面 に記載の納付場所で納めてください。 年 月 日 印 県税事務所長 (裏面もご覧ください。)</p>	課 税 標 準 数 量	税 率	kL	1kLにつき 円
年度	県税	軽油引取税	随時																																											
税 額	億	百万	千																																											
延滞金																																														
計																																														
納 期 限	年 月 日																																													
年度	県税	軽油引取税	随時																																											
税 額	億	百万	千																																											
延滞金																																														
計																																														
納 期 限	年 月 日																																													
課 税 標 準 数 量	税 率																																													
kL	1kLにつき 円																																													
指定店領収日付印 (金融機関用)	指定店領収日付印 (県 用)	指定店領収日付印 (納税者用)																																												
領 収 日 付 印	領 収 日 付 印	領 収 日 付 印																																												

(裏)

		<p>1 納付場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、国内の全ての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合、漁業協同組合 ○ 佐賀県信用農業協同組合連合会(本・代理所) ○ 佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所) ○ 商工組合中央金庫佐賀支店 ○ 各県税事務所 <p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に及び、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特別基準割合の適用があるときは、当該特別基準割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されなかったため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになりま</p> <p>す。</p> <p>3 処分に不服がある場合</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができません。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税務所を經由して提出してください。</p>
--	--	---

様式第53号

ブレンド使用軽油届出書			
			年 月 日
県税事務所長		様	
住所(所在地) 氏名(名称)			㊟
佐賀県税条例第103条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。			
混和する炭化 水素油の種類 及び数量	軽 油		キロリットル キロリットル キロリットル
製 造 品 名			リットル
製造予定	年 月 日		年 月 日
事後届出 の場合	製造年月日	年 月 日	
	理 由		
製 造 場 所			
製 造 目 的			
引 渡 先	住所(所在地)		
	氏 名(名称)		
	引渡予定年月日	年 月 日	引渡数量 キロリットル

様式第五十三号の次に次の五様式を加える。

様式第53号の2

(表)

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書
県税事務所長 様

※登録番号

年 月 日

受付印

(一 局 番)

フリガナ		フリガナ	
住所		フリガナ	
フリガナ		フリガナ	
氏名又は名称	① 年 月 日 設立 (法人の場合に限る。)	フリガナ	①
佐賀県税条例第109条の6第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を次のとおり申請します。			
特別徴収義務者の指定年月日	年 月 日	元売業者の名称	
県内の事務所又は事業所の概要			
事務所又は事業所の所在地			
事務所又は事業所の名称			
営業開始年月日			
敷地積			
延床積			
従業員数			
取扱石油製品の種類			
貯蔵設備の概要			

注 ※印の欄は、記入しないでください。

(裏)

県内の主たる事務所又は事業所の位置図	軽油の納入地	納入を受ける者の氏名又は名称
※登録後の異動事項		

様式第53号の3その1

軽油引取税還付申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 県税事務所長 様		特別徴収義務者	住所又は所在地
			氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
			印
			この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()
地方税法第144条の31第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の還付を申請します。			
還 付 申 請 額			円
当初の引渡し	引 渡 年 月 日		年 月 日
	引 渡 数 量		リットル
	納 入 先	名 称	
		所 在 地	
代 表 者 氏 名			
返 還	返 還 年 月 日		年 月 日
	返 還 数 量		リットル
	受 入 先	名 称	
所 在 地			
販売契約の解除		解 除 年 月 日	年 月 日
		解 除 理 由	
年 月 申告分 軽 油 引 取 税		申 告 税 額	円
		納 入 済 額	円
		返 還 を 受 け た 軽 油 に 係 る 税 額	円

注 1 返還があつたこと及び返還された軽油の数量を証する書類を添付すること。

2 「納入先」欄には、返還を受けた軽油について、当初の引渡しに係る現実の軽油の納入を受けた事務所、事業所等の名称、所在地及び代表者の氏名を、「受入先」欄には、返還された軽油を受け入れた申請者の事務所、事業所等の名称及び所在地を記入すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第53号の3その2

軽油引取税納入免除(還付)申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 県税事務所長 様	特別徴収義務者	住所又は所在地
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()
<p>地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定により、次のとおり軽油引取税の納入免除又は還付を申請します。</p>		
納入免除又は還付申請額		円
この申請に係る軽油の引渡しを行つた年月日		年 月 日
この申請に係る軽油の引渡数量		リットル
免税軽油使用者に引渡しを行つた者が申請者でない場合の販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地		
承認を受けた免税軽油使用者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	承認年月日	年 月 日
	承認番号	
年月申告分 軽油引取税	申告税額	円
	納入済額	円
	承認を受けた軽油に係る税額	円
その他参考となるべき事項		

- 注 1 免税軽油使用者が交付を受けた、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認書を添付すること。
- 2 引渡しを行つた者が申請者でない場合は、「その他参考となるべき事項」欄にこの申請に至るまでの経緯を記入すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第53号の4

免税用途使用軽油承認申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 県税事務所長 様 <div style="text-align: right;">免税軽油使用者証番号第 号</div> <div style="text-align: right;">住所(所在地)</div> <div style="text-align: right;">氏名(名称) ㊟ </div> 地方税法第144条の31第 $\frac{4}{5}$ 項の規定により、免税用途に供した軽油の承認を受けたく 申請します。		
条例第109条の9による申請軽油数量	キロリットル	
上記のうち免税証に係る軽油の数量	キロリットル	
免税軽油以外の軽油を免税用途に使用した理由		
上記の使用年月日	年 月 日	
上記の数量	キロリットル	
免税以外の軽油を 引き渡した販売業者	住 所(所在地)	
	氏 名(名称)	
免税証の交付を申請することができなかつた理由		
ミ シ ン <div style="text-align: right;">㊟</div>		
第 号 免税用途使用軽油承認書 年 月 日申請の免税証に記載された数量を超える数量の軽油 キロリットルにつき免税軽油として承認します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">県税事務所長 ㊟</div>		

様式第53号の5

更正(決定)
軽油引取税 加算金決定 通知書

年 月 日

様

県税事務所長

印

課税標準量

軽油引取税の税額について、地方税法の規定により次のとおり更正(決定)し
加算金額

たので通知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、年 月 日までに同封の納付(納入)書により佐賀県指定金融機関等で納入(納付)してください。なお、不足税額については、申告書提出期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書により指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合)の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。

月 別	更正(決定)		申告(更正・決定)		不足税額 ③ (①-②)	加算金		延滞金 (月日 まで)⑤
	課税 標準量	税額 ①	課税 標準量	税額 ②		区分	金額 ④	
年 月分	キロリ ットル	円	キロリ ットル	円	円		円	円
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
徴収金合計(③+④+⑤)								円

注 「延滞金」欄に掲げた金額は、年 月 日までのものですから、完納の日まで更に法律による金額が加算されます。

- 備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この更正(決定)の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第五十三号の次に次の五様式を加える。

様式第五十五号から様式第五十八号までを次のように改める。

様式第55号から様式第58号まで 削除

様式第六十号及び様式第六十一号中「佐賀県知事」を「 県税事務所長」に改める。

様式第六十二号その一及び様式第六十二号その二を次のように改める。

様式第62号その1及び様式第62号その2 削除

様式第六十三号から様式第六十六号までを次のように改める。

様式第63号から様式第66号まで 削除

様式第六十八号を次のように改める。

様式第68号 削除

様式第六十九号の次に次の一様式を加える。

様式第69号の2

(表)

<p>県税 狩猟税</p> <p style="text-align: center;">納付書 ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>システム納</td> <td>納</td> <td>番</td> <td>種目</td> </tr> <tr> <td>枝番</td> <td>実</td> <td>績</td> <td>課区</td> </tr> <tr> <td>納</td> <td>限</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> </table> <p>〒 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">様分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>県税</td> <td>狩</td> <td>納</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="4">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">指定店領収日付印</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(金融機関用)</p>	システム納	納	番	種目	枝番	実	績	課区	納	限	日	日	年度	県税	狩	納	随時	税額	億	百万	千	円	延滞金					計					納期限	年 月 日				<p>県税 狩猟税</p> <p style="text-align: center;">領収済通知書 ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>システム納</td> <td>納</td> <td>番</td> <td>種目</td> </tr> <tr> <td>枝番</td> <td>実</td> <td>績</td> <td>課区</td> </tr> <tr> <td>納</td> <td>限</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> </table> <p>〒 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">様分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>県税</td> <td>狩</td> <td>納</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="4">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">指定店領収日付印</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(県用)</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">佐賀県会計管理者 様</p>	システム納	納	番	種目	枝番	実	績	課区	納	限	日	日	年度	県税	狩	納	随時	税額	億	百万	千	円	延滞金					計					納期限	年 月 日				<p>県税 狩猟税</p> <p style="text-align: center;">納税通知書兼領収証書 ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>システム納</td> <td>納</td> <td>番</td> <td>種目</td> </tr> <tr> <td>枝番</td> <td>実</td> <td>績</td> <td>課区</td> </tr> <tr> <td>納</td> <td>限</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> </table> <p>〒 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>県税</td> <td>狩</td> <td>納</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="4">年 月 日</td> </tr> </table> <p>(賦課決定明細)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税</td> <td>率</td> <td>証紙徴収による税額</td> <td>差引</td> <td>課税額</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>地方税法第700条の51及び佐賀県税条例第164条の規定により、上記のとおり課税しましたので、納期限までに裏面に記載の納付場所 で納めてください。</p> <p style="text-align: right;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 印</p> <p style="text-align: right;">(裏面もご覧ください。)</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(納税者用)</p>	システム納	納	番	種目	枝番	実	績	課区	納	限	日	日	年度	県税	狩	納	随時	税額	億	百万	千	円	延滞金					計					納期限	年 月 日				税	率	証紙徴収による税額	差引	課税額	円	円	円	円	円
システム納	納	番	種目																																																																																																																								
枝番	実	績	課区																																																																																																																								
納	限	日	日																																																																																																																								
年度	県税	狩	納	随時																																																																																																																							
税額	億	百万	千	円																																																																																																																							
延滞金																																																																																																																											
計																																																																																																																											
納期限	年 月 日																																																																																																																										
システム納	納	番	種目																																																																																																																								
枝番	実	績	課区																																																																																																																								
納	限	日	日																																																																																																																								
年度	県税	狩	納	随時																																																																																																																							
税額	億	百万	千	円																																																																																																																							
延滞金																																																																																																																											
計																																																																																																																											
納期限	年 月 日																																																																																																																										
システム納	納	番	種目																																																																																																																								
枝番	実	績	課区																																																																																																																								
納	限	日	日																																																																																																																								
年度	県税	狩	納	随時																																																																																																																							
税額	億	百万	千	円																																																																																																																							
延滞金																																																																																																																											
計																																																																																																																											
納期限	年 月 日																																																																																																																										
税	率	証紙徴収による税額	差引	課税額																																																																																																																							
円	円	円	円	円																																																																																																																							

(裏)

		<p>1 納付場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内の全ての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合、漁業協同組合 ○ 佐賀県信用農業協同組合連合会(本・代理所) ○ 佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所) ○ 商工組合中央金庫佐賀支店 ○ 各県税事務所 <p>2 納期限までに税金を納めなかつた場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に於て、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特別基準割合の適用があるときは、当該特別基準割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないうため督促を受け、かつ、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることとなります。</p> <p>3 処分に不服がある場合</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができま</p> <p>す。</p> <p>なお、異議申立書は、佐賀県税務課に提出してください。</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の異議申立てに対する裁決を經た後でなければ提起することができません。異議申立ての裁決を經た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を經ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 異議申立てをした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他裁決を經ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--	--	--

様式第七十号から様式第七十五号までを次のように改める。

様式第70号から様式第75号まで 削除

様式第九十六号中「第700条の11の2」を「第144条の15」に改める。

様式第一百七号中

(証紙貼付欄)

を

領収年月日	年月日
領収証書番号	No.

に改める。

様式第百九号その二中「空欄消滅欄」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 様式第二十三号及び様式第二十五号の改正規定 農地法等の一部を改正

する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日

二 様式第一百七号の改正規定 平成二十一年八月一日

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

県税事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十三号

県税事務所管理規則の一部を改正する規則

県税事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「県税総合広域対策室」を「滞納整理特別対策室及び自動車税担当」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条第一項の納税課の分掌事務の第十九号を次のように改める。

十九 自動車税の賦課徴収等に関すること。(自動車税担当の分掌する部分を除く。)

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 佐賀県税事務所滞納整理特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 徴収金(法第四十八条に規定する市町民税に係る徴収金に限る。次号及び第三号において同じ。)及び過料の徴収に関すること。

二 徴収金の滞納処分に関すること。

三 徴収金の徴収に係る争訟に関すること。

四 市町の徴収に関する技術的な支援に関すること。

3 佐賀県税事務所の自動車税担当の分掌事務は、次のとおりとする。

一 自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理に関すること。

二 自動車税に係る普通徴収(法第五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。)の方法による賦課徴収に関すること。

三 自動車税に係る証紙徴収の方法による賦課徴収に関すること。

四 自動車取得税及びこれに係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の賦課徴収等に関すること。

五 第二号から前号までに係る賦課徴収等に関する争訟に関すること。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、第七項を第五

項とし、第八項を削る。

第六条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「前条第七項」を「前条

第五項」に改め、同項を同条第六項とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十四号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十三条の二第七項及び第百四十二条の七第四項」を「第九十七条第四項及び第百十三条の二第七項」に、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第二条第一項中「第百十三条の二第三項又は第百四十二条の七第一項」を「第九十七条第一項又は第百十三条の二第三項」に、「第六百九十九条の十二」を「第二百二十三条」に、「自動車税又は自動車取得税（当該自動車取得税に係る延滞金を含む。以下同じ。）」を「自動車取得税（当該自動車取得税に係る延滞金を含む。以下同じ。）」又は「自動車税」に、「当該自動車税額又は自動車取得税額」を「当該自動車取得税額又は自動車税額」に、「佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）で定める自動車税又は自動車取得税」を「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）で定める自動車取得税又は自動車税」に、「知事」を「佐賀県税事務所長」に改め、同条第二項中「知事」を「佐賀県税事務所長」に、「佐賀県税条例施行規則で定める自動車税・自動車取得税納税済印を押印した自動車税・自動車取得税納税済書（様式第二号その一及び様式第二号その二）」又は「自動車取得税納税済書（軽）（様式第二号その三）」を「前項の申告書に準じた書類に佐賀県税条例施行規則で定める自動車取得税・自動車税納税済印を押印して」に改める。

第三条第二項、第六条第一項第二号及び第十条第三項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第十二条中「税務課長」を「佐賀県税事務所長」に改める。
第十三条中「一万分の百五」を「一万分の九十九・七五」に、「一万分の八十四」を「一万分の七十三・五」に、「一万分の六十三」を「一万分の三十一・五」に改める。

第十四条第一項第一号中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改め、同項第二号中「自動車税額及び自動車取得税額」を「自動車取得税額及び自動車税額」に改め、同条第二項中「自動車税若しくは自動車取得税」を「自動車取得税若しくは自動車税」に、「知事」を「佐賀県税事務所長」に改め、同条第三項中「知事」を「佐賀県税事務所長」に改める。

第十六条中「知事」を「佐賀県税事務所長」に改める。
様式第二号その一から様式第二号その三までを次のように改める。

様式第二号その一から様式第二号その三まで 別添
様式第四号の裏の注意事項の7中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。
様式第十四号中「佐賀県税事務所長」を「佐賀県税事務所長」に改める。
様式第十五号及び様式第十六号中「佐賀県知事」を「佐賀県税事務所長」に改める。

様式第十八号中「密綴」を「密綴」に改める。

附 則

1 (施行期日)
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この規則による改正後の佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（以下「新規則」という。）第十三条に規定する収納計器取扱手数料は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から適用し、施行日前の収納計器取扱手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県証紙代金収納計器

取扱規則（以下「旧規則」という。）第二条第一項の規定により知事に提出された申告書、旧規則第十二条第一項の規定により税務課長に提出された申請書、旧規則第十四条第二項の規定により知事に提出された申請書及び旧規則第十六条の規定により知事に提出された報告書は、新規則の当該規定により佐賀県税事務所長に提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第二条第二項の規定により知事が交付した納税済書、旧規則第十二条第二項の規定により税務課長が発行した設定書及び旧規則第十四条第三項の規定により知事がした還付は、新規則の当該規定により佐賀県税事務所長がしたものとみなす。

5 旧規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷所 (株)佐賀印刷社

